≪資料 1≫

小川町地域公共交通活性化協議会設置規約（案）

（目的）

第１条　小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に関することを行うとともに、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地小川町役場内に置く。

（協議事項）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため次の業務を行う。

⑴　形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

⑵　形成計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。

⑶　形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の委員）

第４条　協議会の委員は、次に掲げる者により組織する。

⑴　小川町長又はその指名する者

⑵　国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

⑶　埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者

⑷　埼玉県小川警察署長又はその指名する者

⑸　埼玉県東松山県土整備事務所長又はその指名する者

⑹　一般乗合旅客自動車運送事業者

⑺　一般乗用旅客自動車運送事業者

⑻　鉄道事業者

⑼　学識経験者

⑽　住民及び利用者の代表

⑾　その他協議会が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げないものとする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員等）

第６条　協議会に会長及び副会長１名を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、委員の中から会長が指名し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となり議事を総理する。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委員がやむを得ない理由により欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４　会議の議決は、出席委員の３分の２以上で決する。なお、採決の結果、可否同数の場合は議長の決することによる。

５　協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

６　前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第８条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（分科会）

第９条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第１０条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、小川町都市政策課内に置く。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１１条　協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

第１２条　協議会に監査委員を２名置く。

２　協議会の監査委員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

３　会計監査は、年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

４　監査委員は会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１３条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１４条　協議会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

２　前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

（補則）

第１５条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成２７年９月１４日から施行する。

２　第７条第１項の規定にかかわらず、第１回会議の招集は小川町長が行うものとする。

３　この協議会の設立初年度の委員の任期は、第５条の規定にかかわらず、平成２９年３月３１日までとする。